

# 新潟県聴覚障害者地震対策本部ニュース NO.4

平成16年11月29日発行

## 聴覚障害者地震対策本部の主な動き

- 11月21日** 柏崎地区に居る会員が被災を受けたとの話を聞いたので、再度、柏崎地区の会員宅に被災者状況調査をFAX送信。  
(十日町地区)グリーンピア津南に避難中の人たち自宅へ。
- 11月23日** 十日町地区全員が自宅に戻り、11/27より仮設住宅に入居する夫婦もいる。  
小千谷地区 避難所1人 自宅車庫2人という情報あり。  
(株)プラスヴォイス代表取締役 三浦宏之氏来所。
- 11月24日** 第2回幹事会会議(構成6団体代表者) 議題 経過報告 要支援者への対応  
地震復興支援対策本部(案) 事務局体制
- 11月25日** 社団法人福島県聴覚障害者協会事務局長 加藤隆正氏及び手話通訳者来所。  
小千谷対策本部 若井裕之氏来所。  
新潟ろう学校親の会事務局 金子義雄氏来所。
- 11月26日** 被災者の家屋状況のデータ整理開始。安否確認調査ほぼ完了。家屋状況(全壊・半壊・一部損壊)のデータ収集。
- 11月28日** 第3回「新潟県聴覚障害者地震対策本部」会議
- 12月1日** 『新潟県聴覚障害者地震復興支援対策本部』として具体的な支援活動開始。

## 小千谷市で上映会を開催

11月18日(木)小千谷市のサンラックおぢやで、『隠し剣、鬼の爪』の上映会が行われました。

これは被災された皆様がお互いの安否確認と、震災での疲れを癒してもらおうと、映画制作会社及び協賛企業、新潟県聴覚障害者情報センターが、地元の小千谷市社会福祉協議会や手話ボランティアの協力により開催したものです。



### 参加者の声

- 年配の方…『笑いと涙が入り交じりました。映画の中の美しい自然の風景が地震前の故郷

の山河と重なり画面に見入ってしまった。』

- 聴覚障害者…『日頃、映画を見る機会はないが、心が洗われるようで良かった。思わず拍手でした。久し振りに仲間に会え、手話でお互いの安否確認と情報交換ができたり、見に来て良かった。』
  - 地元手話通訳者…『長引く余震や避難所生活でストレスがたまる中、字幕付上映で聴覚障害の方々も私たちも共に楽しむことができました。来場された皆様の表情にも安らぎを感じられたように思います。』
- 

## ほっと情報コーナー　　家具の転倒を防ぐには～余震対策～

(抜粋) 新潟県中越地震対策本部配布の冊子

被災された方々への宿泊提供(割引料金)の申し出情報については別紙をご覧下さい。

暮らしのなかのアドバイス

\*「重い物は低いところへ。当たり前の事も忘れずにね」

- ・ 吊り戸棚の扉(とびら)にはロック機能の付いたものを
- ・ 食器棚のガラスには飛散防止フィルムを。
- ・ 倒れにくくする原則は重心を下げること。

重い物ほど下に入れる これは家具を倒れにくくするための大原則です。例えば食器棚では陶器やガラスで出来た大きくて重い物、本棚では百科事典や全集などの重い本を下段に入れると、家具全体の重心が下がるので倒れにくくなります。

- ・ ゴムのシートを敷いて食器類の滑り止めに。
- ・ 余震に構えて、下段の引き出しは出しておく。
- ・ ストーブの片付けは必ず電池を外しましょう。

春を迎えて、押入れなどにストーブをしまう時、乾電池を外しましょう。電池が入ったままだと、地震の揺れによって点火てしまい、火事を起こす可能性があります。

- ・ 貴重な美術品などはパテ(転倒防止剤)などで固定しましょう。

\*「家具の配置にも工夫が大切です」

- ・ 就寝位置(寝る場所)や出入り口と家具の関係は重要

たとえば家具の配置と、布団を敷いたりベッドを置く時の位置関係に注意しましょう。壁を背にした家具は前方に倒れてきますから、就寝位置は家具の高さの分だけ離れるか、家具の脇に決めた方が安全です。また、家具が倒れて出入り口をふさがれてしまっては大変です。家具は出入り口付近に置かない、あるいは万が一倒れても通り抜けられる空間を残せる位置に置くようにしましょう。

\*「壁の桟(さん:壁の中にある木を組み合わせて作った棚)と家具の桟を L 型金物で止めましょう」

- ・ 壁への固定は L 型金物で。

固定のためには L 型金物と木ネジを用い、L 型金物を壁の桟に対して直角に家具の上部に置き、木ネジで止めましょう。

- ・ 積み重ね家具は上下をネジで連結するかあるいは上下それぞれを壁の桟に固定すれば確実です。

- ・ やむを得ない場合は天井で家具を支える。

壁の中に桟が入っていないために、家具を固定できない場合があります。

特に壁の種類が分からぬ時や、その他不安などありましたら工務店や、専門家にご相談下さい。

\*「冷蔵庫やピアノもそのままでは危ないよ」

- ・ まずは専門知識のあるメーカーに問い合わせせる。

家電製品は日常的に電気を通しているわけですから、金具などの取り付けにもいっそうの注意が必要です。メーカーによっては製品専用の転倒防止金具などを用意している場合もありますので、まずは販売店やメーカーに問い合わせて見ましょう。

## これから住宅をどうしよう？

これから住宅をどう確保していくか、判断するためにまず、以下の点を検討することが大切です。（新潟県中越地震災害対策本部発行の「被災者生活再建の手引き」から）

被災した住宅の所在地域が生活できる状況にあるか。

住宅の被災（破損）状況はどの程度か。

被災した住宅を直すためには、どの程度の期間や、費用かかるのか。

あなたの住宅の被害の状況はどうですか

家屋の「応急危険度判定」などを参考に、自宅の状況を確認してください。

危険（赤紙）  
とされた方

要注意（黄紙）  
とされた方

調査済（緑紙）とされた方  
判定されていない方

「被災証明交付を申請する方向」  
で検討

「被災証明の交付申請か」「すぐ帰れるか」  
を判断

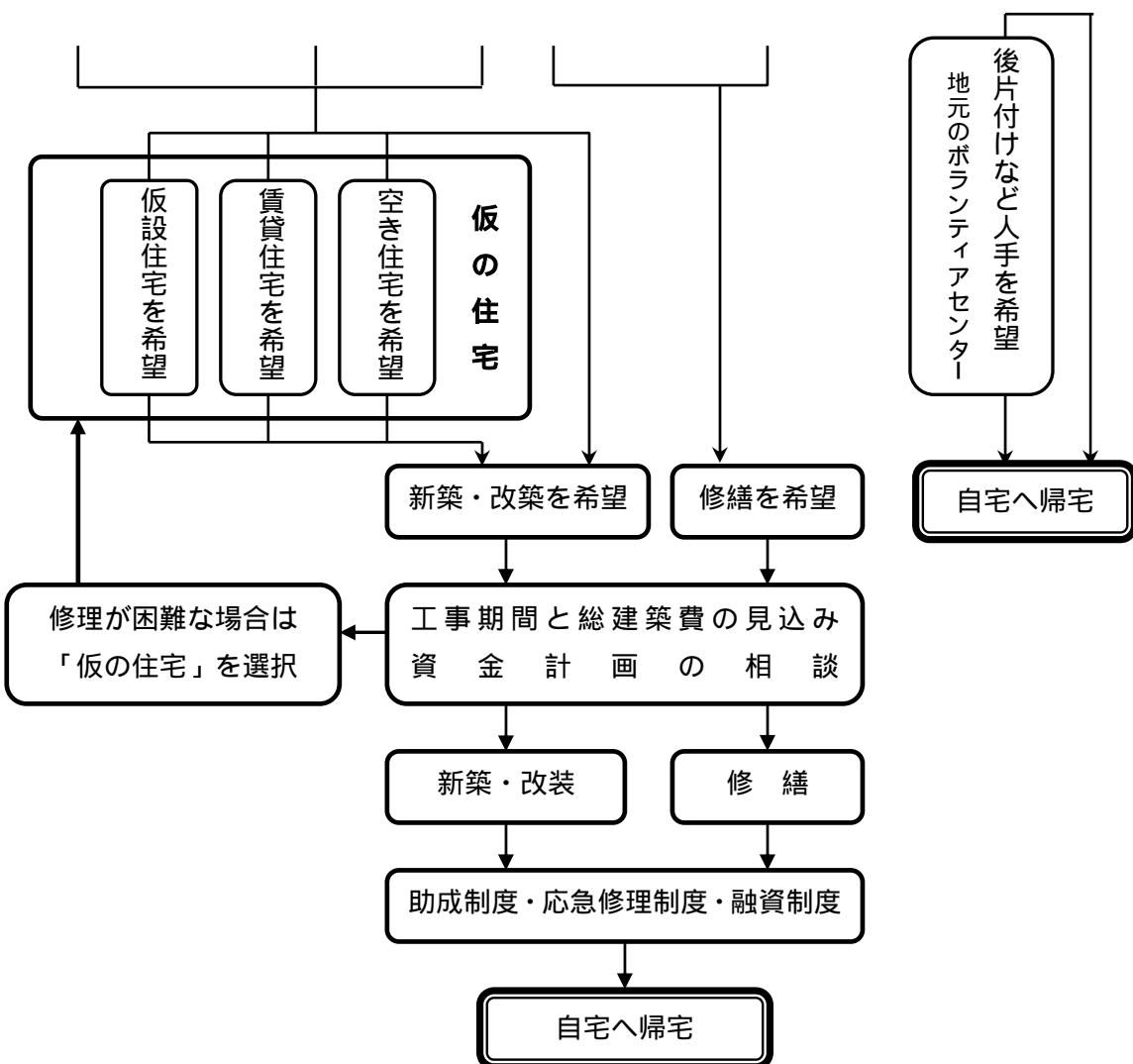
早く「被災（り災）証明」交付を申請してください

全壊

大規模半壊

半壊

一部損壊



## 地震による「り災証明書」はもらいましたか？

これからの生活を再建させるために大切な証明です  
 必ず市町村役場に申請して、発行してもらいましょう

### 1. 「り災証明書」とは？

「り災証明書」は、地震により被害を受けた家屋について、被害の程度を「全壊」「大規模半壊」「半壊」「一部損壊」の内容を証明するものです。

「り災証明書」と「被災証明書」は違います・・・

家屋の被害の状況を証明するのが「り災証明書」で、地震災害を受けた事実だけを証明するものが「被災証明書」です。

「り災証明書」と「被災証明書」を逆に取り扱っている市町村もありますのでご注意ください

## 2. 何のために必要なのか？

地震の被害を受けたことにより、今後各種手続きを行う場合に、被害状況を証明したものを求められた場合に必要となる証明です。

- |             |   |   |
|-------------|---|---|
| (必要とされる主な例) | <input type="radio"/> 融資(住宅金融公庫、商工融資等)の支援 | <input type="radio"/> 税金免税                  |
| 税           | <input type="radio"/> 手数料や使用料の減免          | <input type="radio"/> 地震保険の支払い(共済等)を請求      |
|             | <input type="radio"/> 提出(休暇申請、見舞金の支給等)    | <input type="radio"/> 職場に提出(大学に提出(授業料の減免等)) |

## 3. いつ、どこで発行するのか？

「り災証明書」は、被害状況調査の後、各市町村役場で発行します。

すでに各市町村役場で発行していますので、早めに申請して証明書をもらいましょう。

## 4. 手数料は？

手数料は無料です。

## 5. 発行には何が必要なのか？

市町村役場に証明書の用紙がありますので、証明書に必要事項を記入して申請します。

証明書が必要な方は、申請される方の印を持参してください。

## 住宅に多大な被害を受けられた方々のために

住宅に多大な被害を受けられた方々に、さまざまな支援制度があります。

各市町村役場で制度の説明会、相談窓口の開設をしていますので、これから的生活のために、制度を活用しましょう。詳しくは、各市町村役場のホームページ、広報などをご覧ください。

(2人以上世帯で、世帯収入500万円以下の場合)

被災区分	支援区分		支 援 額		制 度
全 壊	生活再建支援	国	最大 300万円	最大 400万円	・被災者生活再建支援法による支援（県独自の被災者生活再建支援への上乗せ補助）
		県	最大 100万円		
大規模半 壊	生活再建支援	国	最大 100万円	最大 360万円	災害救助法により市町村が業者に委託して実施する応急修理（県が新たに上乗せ支援）
		県	最大 100万円		
	応急修理制度	国	最大 60万円		
		県	最大 100万円		
半 壊	生活再建支援	県	最大 50万円	最大 160万円	
		国	最大 60万円		
	応急修理制度	県	最大 50万円		
一部損壊	助成制度、応急修理制度はありません。 融資制度をご活用ください。				

## 「助成制度」(生活再建支援)

- ・市町村が発行する「被災（り災）証明」などの被災区分で助成内容が異なります。
- ・所得や、構成人数、構成員によって、助成額が減額されたり、受けられないことがあります。

### 「応急修理制度」

市町村が業者に委託して、「半壊した住宅」を一定程度の範囲内で修理します。

- ・応急仮設住宅（民間賃貸住宅の借上げを含む）に入居しないことが前提です。
- ・所得や構成員などの要件を満たす必要があります。

### 「融資制度」

被災された住宅の再建に向け、低利で融資が受けられます。

- ・融資制度による支援は、所得状況、借り入れ先によって、無利子や低利の融資の限度などが異なります。

例：被災者住宅融資、災害援護資金貸付金、その他

## さまざまな支援制度の相談や手続きに・・・手話通訳を

さまざまな支援制度の相談や手続きに手話通訳を利用して、制度を良く知り、手続きをしましょう。

手話通訳が必要な方は、住んでいる市町村の手話通訳者の設置や派遣制度をご利用ください。

心の悩みにお答えします　被災後、「夜眠れない」「不安で落ち着かない」「その時の夢を繰り返し見る」などの症状は誰にでも起こりうることです。子どもからお年寄りまで、心の健康に関する相談に応じています。

詳しくは、新潟県健康福祉課 電話 025(280)5201

住んでいる地域に、手話通訳者の設置や派遣制度がない方でお困りの方は・・・

新潟県聴覚障害者地震対策本部へご相談ください。

## 事務局からのお知らせ

### 開所時間について

11月末まで休みなし 午前9時から午後9時まで

12月1日から 通常通り 日・月・祝日は休み。午前9時から午後6時まで

年末は12月29日から翌年1月3日まで休み

## 新潟県聴覚障害者地震対策本部

電話 025-381-1956

FAX 025-381-4699

E-mail [niigata-roukyou@helen.ocn.ne.jp](mailto:niigata-roukyou@helen.ocn.ne.jp)